

寒川町選挙管理委員会告示第13号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書きの規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延長する。

登録の移替えを	令和6年10月14日から
延期する期間	第50回衆議院議員総選挙の期日まで

令和6年10月10日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光